

ハイヤー・タクシー運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

資料4-1	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間を平均1週48時間 ○1日 11時間	○2週平均1日14時間 (最大16時間まで延長可。 ※車庫待ち等は、24時間まで延長可(16時間超は、2週間3回まで等)。	○1ヶ月 325時間 (車庫待ち等は、350時間) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ※車庫待ち等は、24時間まで延長可(16時間超は、1月7回以内等)。	○1ヶ月325時間 (車庫待ち等は、350時間) ○1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ※車庫待ち等は、24時間まで延長可(16時間超は、1月7回以内等)。	○1ヶ月312時間 (車庫待ち等は、336時間) ○1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ※車庫待ち等は、24時間まで延長可(16時間超は、1月7回以内等)。	○1ヶ月299時間 (車庫待ち等は、322時間) ○1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ※車庫待ち等は、24時間まで延長可(16時間超は、1月7回以内等)。
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上
運転時間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
連続運転時間	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実作業時間は、1日について2時間以下、1年について150時間以下	一定期間は2週間及び1ヶ月以上3ヶ月以内の期間を協定	一定期間は1ヶ月の期間を協定 ハイヤーは、3ヶ月以内の月単位(目安時間あり)	一定期間は1箇月の期間を協定 ハイヤーは、1ヶ月又は3ヶ月及び1年間(目安時間あり)	一定期間は1箇月の期間を協定 ハイヤーは、1ヶ月又は3ヶ月及び1年間(目安時間あり)	一定期間は1箇月の期間を協定 ハイヤーは、1ヶ月又は3ヶ月及び1年間(目安時間あり)
休日労働	4週間に付き2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週間の総拘束時間が168時間(14時間×12日)を超えない範囲内	2週間に1回が限度かつ、1ヶ月、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1ヶ月、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1ヶ月、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1ヶ月、1日の拘束時間の範囲内
特例	隔日勤務について別規定あり(実作業時間規制を中心としたもの)	隔日勤務について別規定あり 拘束時間:2週合計126時間 休息期間:連続した20時間以上	隔日勤務について別規定あり 拘束時間:1ヶ月270時間 休息期間:連続した20時間以上	隔日勤務について別規定あり 拘束時間:1ヶ月270時間 休息期間:連続した20時間以上	隔日勤務について別規定あり 拘束時間:1ヶ月270時間 休息期間:連続した20時間以上	隔日勤務について別規定あり 拘束時間:1ヶ月262時間 休息期間:連続した20時間以上

※赤字は前回からの改正点

トラック運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間を平均1週48時間 ○1日 11時間	○2週平均1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週平均1週78時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週 143時間 ○4週 273時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○2週 143時間 ○4週 273時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)	○1月 293時間 ○1年 3,516時間 (3,516時間を超えない 範囲で1月320時間 まで延長可) ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に 2回まで)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上
運転時間	規定なし	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間
連続運転時間	規定なし	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実 作業時間は、1日について2時 間以下、1年について150時間 以下	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定	一定期間は2週間及び1か月 以上、3か月以内の期間を協 定
休日労働	4週間につき2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週 間の総拘束時間が156時間(13 週間×12か月)を超えない範 囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間、1日の拘束時 間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週 間及び4週間、1日の拘束時 間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、1 月、1年、1日の拘束時間の範 囲内
特例	2人乗務及び隔日勤務につい て別規定あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船について特例 あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる	分割休息、2人乗務、隔日勤務 及びフェリー乗船における特例 は労働基準局長通達の定めに よる

※赤字は前回からの改正点

バス運転者の改善基準告示の推移(主なもの)

	2・9通達 ※実作業時間についての基準を定めたもの	2・7通達 ※以降拘束時間規制を中心に基準を定めたもの	平成元年 (労働省告示第7号) ※改善基準告示制定	平成3年改正 (労働省告示第79号) ※週46時間制に移行	平成4年改正 (労働省告示第99号) ※週44時間制に移行	平成9年改正 (労働省告示第4号) ※週40時間制に移行 ※トラックの準用規定から独自の規定に変更。
発効日	昭和42年2月9日	昭和54年12月27日	平成元年2月9日	平成4年1月1日	平成5年4月1日	平成9年4月1日
拘束時間	所定の実作業時間は、 ○2週間を平均1週48時間 ○1日 11時間	○2週平均1日13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に2回まで)	○2週平均1週78時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に2回まで)	○2週平均1週75時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に2回まで)	○2週平均1週71.5時間 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に2回まで)	○4週平均1週65時間 ※貸切バス等については、52週のうち16週間まで4週平均1週71.5時間延長可 ○1日 13時間 (最大16時間まで延長可。 ただし、15時間超は週に2回まで)
休息期間	規定なし	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上	連続した8時間以上
運転時間	規定なし	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で48時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で46時間	○2日平均で9時間 ○2週平均で44時間	○2日平均で9時間 ○4週平均で40時間 ※貸切バス等は、52週について2,080時間を超えない範囲で52週のうち16週間まで4週平均1週44時間まで延長可
連続運転時間	規定なし	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内	4時間以内
時間外労働	所定の実作業時間をこえる実作業時間は、1日について2時間以下、1年について150時間以下	一定期間は2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定	一定期間は2週間及び1か月以上、3か月以内の期間を協定
休日労働	4週間につき2回が限度	2週間に1回が限度かつ、2週間の総拘束時間が156時間(13時間×12か月)を超えない範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、2週間、1日の拘束時間の範囲内	2週間に1回が限度かつ、4週間、1日の拘束時間の範囲内
特例	2人乗務及び隔日勤務について別規定あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船について特例あり	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる	分割休息、2人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は労働基準局長通達の定めによる

※赤字は前回からの改正点